

岐阜県建設工事監督要領の改定概要

岐阜県発注工事の統一的運用を図るために定めている建設工事監督要領の改定を行うものである。

【主な改定点】

押印廃止

- ・ 工監様式 1 号 監督員通知書
 - ・ 工監様式 2 号 監督員変更通知書
- の押印を廃止

岐阜県建設工事監督要領本文

（用語の定義）第 2（12）

- ・ 建設工事共通仕様書の記載に合わせ、修正

（監督員の業務）第 4（4）

- ・ 工事着工前協議は、建設工事共通仕様書で別途規定しているため、削除

（別記）監督の実施

- ・ 建設工事共通仕様書改定に伴う条ずれ修正
- ・ 「1 契約履行の確保」「(1) 契約図書の内容の把握」に、「工事着手前協議において、受注者と確認を行う」、「共仕第 1 編 1-1-9」と追記
- ・ 「3 円滑な施工の確保」「(3) 工事着手前協議」は、建設工事共通仕様書で別途規定しているため、業務内容欄の記載を修正